

# 依頼者の身元確認及び記録保存について

## ～依頼者密告制度を阻止するために～

2007年7月1日、日弁連会規「依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程」が施行されました。この規程は、F A T Fが、弁護士に依頼者の疑わしい取引の報告義務（密告義務）を課する立法（いわゆるゲートキーパー制度）を求めていることに対抗して、日弁連として、自主的に身元確認と記録の保存義務を定めたものであり、今後も、依頼者密告制度が立法化されないためには、弁護士にこの規程を周知徹底して、適切に運用されている実績が必要となります。

今回の研修では、2008年3月に実施されたF A T Fの相互審査の結果を踏まえてこの規程を弁護士として遵守することの意義、弁護士としてマナー・ロンダリングに巻き込まれないための注意点、規程施行後約2年半の間に会員の方から寄せられた主な質問への回答などを踏まえた解説などを行う予定です。多くの会員の皆様の奮っての参加を期待しております。

◆研修日時：2010年 **1月19日(火)** 18:00～20:00

◆講師及び内容：

海渡雄一（国際刑事立法対策委員会副委員長）

「依頼者密告制度の立法阻止に関する日弁連の活動の到達点」

山下幸夫（同事務局長）『『依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程』の解説』

片山 達（国際室室長）「弁護士がマナー・ロンダリングに巻き込まれないために」

◆資料代：**無料**

（※本研修は、多くの会員に受講していただくために、特別に資料代を無料といたしました。）

◆ライブ会場：東京〔弁護士会館2階クレオ〕（定員500名程度・申込先着順・弁護士会員ののみ）

その他の会場：全国各地の弁護士会にライブ中継いたします。

各地の会場への参加につきましては、各弁護士会にお問い合わせください。

東京会場(クレオ)申込： (日弁連研修総合サイト)

03-3580-9888 (研修申込専用)

東京会場(クレオ)受付期間：**12月11日(金)** 9時～12月24日(木) 17時

※期間前は受付できません。

※受付開始日当日はFAXの回線が大変混み合います。時間をおいてFAXを送り直すか、上記日弁連会員専用HPの「日弁連研修総合サイト」からお申し込みください。

所属会		氏名	
電話番号		登録番号	第 号
FAX番号		会場	東京(弁護士会館2階講堂クレオ)

1. 東京会場の申込みは上記記載のHP及びFAXで受け付けます。  
(WEB申込みの場合、予め日弁連会員サイトへ登録し、ID・パスワードを取得してください。)
  2. 受付手続後「受講に関するご案内」をFAXしますので、ご確認後資料代をお振込みください。
  3. ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本研修に関するご連絡以外には使用いたしません。
  4. 研修会終了後、約2週間後に日弁連HP会員サイト内研修総合サイトにて研修内容を配信します。
- 【本研修についてのお問い合わせ先】 日弁連業務第一課：研修担当 (TEL 03-3580-9902)

[身元確認]

裏面もご覧ください。